

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査結果等に係る情報公開実施要綱

第1 情報公開の目的

福祉サービス等を利用しようとする者が社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査等に関する情報を容易に得られることにより福祉サービスの選択に資することを目的とする。

第2 情報公開の対象

この要綱に基づく情報公開は、第1項の指導監査等を第2項の法人及び施設等に対して実施した結果のうち、第3項の事項について行うものとする。

1 対象とする指導監査等

- (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施要綱（平成25年7月24日付け施運第329号保健福祉部長通知。以下「社会福祉監査要綱」という。）第3の規定に基づく指導監査
- (2) 介護保険施設等指導監査要綱（平成12年9月1日付け介保第261号保健福祉部長通知。以下「介護保険監査要綱」という。）第3の規定に基づく監査
- (3) 指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱（平成26年3月28日付け施運第968号保健福祉部長通知。以下「障害福祉監査要綱」という。）第3の規定に基づく監査

2 対象とする社会福祉法人及び社会福祉施設等

- (1) 北海道が前項第1号の指導監査の対象とする社会福祉法人及び社会福祉法人が運営する次に掲げる社会福祉施設等
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び授産施設
 - イ 老人福祉法（昭和38年法律133号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
 - ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設
 - エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
 - オ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園
 - カ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する授産施設（アに該当するものを除く。）
- (2) 北海道が前項第2号の監査の対象とする介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設及び特定施設のうち前号イである施設
- (3) 北海道が前項第3号の監査の対象とする第1号ウ及びエの施設

3 対象とする指導監査等の結果

- (1) 社会福祉監査要綱第3第7項の規定により「文書指導」とした指導内容
- (2) 介護保険監査要綱第3第8項並びに障害福祉監査要綱第3第8項の規定により勧告した内容又は改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められ文書で通知した事項

第3 情報公開の方法等

1 情報公開の方法

この要綱に基づく情報公開は、第1号から第5号までに掲げる事項を北海道のホームページに掲載して行うものとする。

- (1) 指導監査等を実施した社会福祉法人又は社会福祉施設等の名称
- (2) 指導監査等の種類及び実施日
- (3) 指導監査等の実施結果（文書指導の有無及びその要旨）
- (4) 前号の結果に対する改善状況
- (5) その他必要と認める事項
- (6) 前号の改善状況は、文書指導に対する報告（以下「改善報告」という。）の内容等に応じ、次の用語で表示するものとする。

ア 文書指導に係る改善が完了したと認められる場合 改善済

イ 文書指導に係る改善に着手し又は着手する意思が明示され、改善が見込まれる場合 改善見込み

ウ 文書指導に係る改善に着手する意思が認められない場合又は正当な理由なく報告期限を過ぎても報告がない場合 未改善

2 情報公開の事前通知

- (1) 第2第1項各号の指導監査等の実施について通知する際には、この要綱に基づく情報公開の実施について、併せて通知するものとする。
- (2) 第2第1項各号の指導監査等の結果（第2第3項各号に該当するものに限る。）について通知する際には、この要綱に基づき情報公開を行う文書指導の要旨及びその修正に係る手続きについて併せて通知するものとする。

第4 その他

1 社会福祉法人の一覧等

社会福祉法人の定款や現況報告書等に関する情報については、法人のホームページや「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に記録する方法等により、インターネットで公表を行わなければならないとされているが、福祉サービス等を利用しようとする者が、道内の社会福祉法人の基本情報を得やすいよう、配慮することを目的として、一覧を作成し、公開するものとする。

2 その他

この要綱に基づく情報公開に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に実施する第2第1項各号に掲げる指導監査等によるものについて適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から適用し、同日以降に実施する第2第1項各号に掲げる指導監査等によるものについて適用する。

この要綱は令和2年4月1日から適用し、同日以降に実施する第2第1項各号に係る指導監査等によるものについて適用する。